3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び四万十市役所に備え置いて縦覧に供する。）

**○農林水産省告示第八百四十四号**

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十五条第一項の規定により、次のように保安林の指定をする。

平成二十二年六月一日

農林水産大臣　赤松　広隆

一　保安林の所在場所　高知県高岡郡檮原町東川四二、四三

二　指定の目的　土砂の流出の防備

三　指定施業要件

(一)　立木の伐採の方法

1　次の森林については、主伐は、択伐による。

東川四二・四三（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）

2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(一)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を高知県庁及び檮原町役場に備え置いて縦覧に供する。）

**○国土交通省告示第六百三号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ二の規定に基づき、次の事業場を製造認定事業場として認定したので、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則（昭和四十八年運輸省令第四十九号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月一日

国土交通大臣　前原　誠司

| 事業場の名称 | 事業場の所在地 | 認定に係る物件の範囲 | 有効期間 |
|---|---|---|---|
| THAI SUZUKI MOTOR CO., LTD | 31／1, RANGSIT-ONGKHARAK ROAD, BUNGYEETHO, THANYABURI, PATHUMTHANI 12130, THAILAND | 船外機（連続最大出力が30キロワット以下のものに限る。） | 平成22年5月25日から平成27年5月24日まで |

**○国土交通省告示第六百四号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年四月十六日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月一日

国土交通大臣　前原　誠司

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第4922号 | 救命浮器（膨脹式）（船舶救命設備規則第57条第3項の規定に基づき、ローロオフ・ロールオフ旅客船に備え付けることができるもの） | FRN－PF－42S型 | 藤倉ゴム工業株式会社 | 東京都品川区西五反田2丁目11番20号 |
| 第4923号 | 〃 | 〃 | 〃 | 〃 |
| 救命浮器（膨脹式）（一般用） | FRN－PF－55型 | | | |

**○国土交通省告示第六百五号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年五月十一日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月一日

国土交通大臣　前原　誠司

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第4999号 | レーダー・トランスポンダー | TBR－600型 | 太洋無線株式会社 | 東京都大田区東糀谷二丁目11番18号 |

**○国土交通省告示第六百六号**

船舶安全法（昭和八年法律第十一号）第六条ノ四第一項の規定に基づき、平成二十二年五月十四日付けをもって次のように型式承認をしたので、船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月一日

国土交通大臣　前原　誠司

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 製造者の住所 |
|---|---|---|---|---|
| 第4988号 | 第一種白灯 | VAWL－212 | 日本船燈株式会社 | 埼玉県吉川市大字高久555番地 |
| 第4989号 | 第一種紅灯 | VARL－212 | 〃 | 〃 |
| 第4990号 | 第一種マスト灯（二重式） | VAMH－222 | 〃 | 〃 |
| 第4991号 | 第一種舷灯（紅）（二重式） | VARS－222 | 〃 | 〃 |
| 第4992号 | 第一種舷灯（緑）（二重式） | VAGS－222 | 〃 | 〃 |
| 第4993号 | 第一種船尾灯（二重式） | VAST－222 | 〃 | 〃 |
| 第4994号 | 第一種紅色閃光灯 | VARF－012 | 〃 | 〃 |
| 第4995号 | 第二種緑色閃光灯 | VBGF－012 | 〃 | 〃 |
| 第4996号 | 操船信号灯 | VFML－012 | 〃 | 〃 |

**○国土交通省告示第六百七号**

船舶等型式承認規則（昭和四十八年運輸省令第五十号）第八条の規定に基づき、平成二十二年五月十日付けをもって次のように型式の変更を承認したので、同規則第十二条の規定に基づき、告示する。

平成二十二年六月一日

国土交通大臣　前原　誠司

| 型式承認番号 | 物件の名称 | 物件の型式 | 製造者の名称 | 型式変更の内容 |
|---|---|---|---|---|
| 第2930号 | 耐火救命艇（救助艇の要件に適合するもの） | SZ－80TRS | 株式会社信貴造船所 | ① MSC．218(82)への適合確認<br>② 散水装置の散水パイプ形状変更<br>③ 防舷材材質変更 |